

国民健康保険に加入するとき・脱退するとき

国民健康保険は、他の健康保険に加入していない方や、生活保護を受けている方以外は加入する保険です。加入・変更・喪失などの事由が発生したとき、手続きは、自動的におこなわれないため、必ず14日以内の届出をしてください。なお、世帯主または同一世帯の方以外(代理人)が届出をする場合、委任状が必要です。

国民健康保険の加入

こんなとき	手続きに必要な書類
他の市区町村から 転入したとき	・ 前住所地の転出証明書 ・ マイナンバーカード
会社の健康保険の 資格を喪失したとき(退職)	・ 健康保険の資格喪失証明書・退職証明書・離職票・雇用保険受給資格者証(退職年月日が確認できるもの)のうちいずれか一つ ・ マイナンバーカード
健康保険の扶養認定から 外れたとき	・ 健康保険の資格喪失証明書 ・ マイナンバーカード
生活保護を受けなくなったとき	・ 保護廃止決定(変更)通知書 ・ マイナンバーカード

国民健康保険の脱退

こんなとき	手続きに必要な書類
五霞町から転出するとき	・ 転出する方全員の国民健康保険被保険者証 (お持ちの方は資格確認書または資格情報のお知らせ)
会社などの健康保険に加入したとき	・ 保険を変更する方全員の国民健康保険被保険者証 (お持ちの方は資格確認書または資格情報のお知らせ) ・ 会社などの資格確認書または資格情報のお知らせ ・ マイナンバーカード (保険を変更する方全員分)
死亡したとき	・ 死亡した方の国民健康保険被保険者証 (お持ちの方は資格確認書または資格情報のお知らせ)
生活保護を受けるようになったとき	・ 保護開始決定通知書・国民健康保険被保険者証 (お持ちの方は資格確認書または資格情報のお知らせ)

※加入・脱退の際は、マイナンバーカード・運転免許証やパスポートなど本人確認ができる書類を提示してください。

※国民健康保険の脱退の手続きをしないと国民健康保険税がかかり続け、世帯主にお支払いの義務が残ってしまいますので、必ず脱退のお手続きをお願いいたします。

○お問い合わせ 町民税務課 保険係 ☎(84)1965(直通)

